

## 会 議 録

会議の名称	令和4年度(2022年度)第1回豊中市男女共同参画審議会(WEB会議併用)		
開催日時	令和4年(2022年) 8月25日(木) 18時00分 ~ 19時40分		
開催場所	市役所第一庁舎4階第1会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	人権政策課	傍聴者数	4人
公開しなかった理由			
出席者	委員	倉垣委員、西尾委員(職務代理者)、中村委員、青竹委員、宮前委員、山中委員(会長)、須河内委員、山本委員、石塚委員、古川委員、杉角委員、浦委員、奥田委員 (名簿順)	
	事務局	山本人権文化政策監、堀山参事兼人権政策課長、土田主幹(男女共同参画担当)、笹部男女・多文化共生係長、水谷主査、野邊事務職員	
	その他		
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審議会の運営について</li> <li>2. 令和3年度(2021年度)第2次豊中市男女共同参画計画改訂版第2次豊中市DV対策基本計画年次報告書(案)について</li> <li>3. その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度に実施する新たな取組みについて</li> <li>・今後の予定について</li> </ul> </li> </ol>		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

## 令和4年度第1回豊中市男女共同参画審議会 議事概要

- 開会
- 委員・事務局の紹介
- 成立要件の確認
- 案件1 審議会の運営について—会長の選出及び職務代理者の指名—  
(互選により、会長には山中委員が、指名により、職務代理者に西尾委員が選任された。)
- 案件1 審議会の運営について—審議会の公開について—  
(会議は原則公開とすることを了承)
- 資料の確認
  - ・次第
  - ・豊中市男女共同参画審議会委員名簿(第10期)
  - ・【資料1】令和3年度(2021年度)第2次豊中市男女共同参画計画改定版 第2次豊中市DV対策基本計画年次報告書(案)
  - ・【資料2】令和3年度(2021年度)第2次豊中市男女共同参画計画改定版 概要版(案)
  - ・【資料3】令和3年度(2021年度)第2次豊中市DV対策基本計画年次報告書 概要版(案)
  - ・【資料4】令和4年度実施する新たな取組みについて
  - ・【資料5】今後の予定について
  - ・【参考資料1】豊中市男女共同参画審議会規則
  - ・【参考資料2】豊中市男女共同参画審議会の傍聴要領
- 案件2 令和3年度第2次豊中市男女共同参画計画改訂版 第2次豊中市DV対策基本計画年次報告書(案)について  
事務局より、資料1～3に基づいて説明

**会長:** ただいまの説明について、ご質問、ご意見があればいただきたい。

**会長:** 資料1の88ページに記載の「豊中市DV被害者支援相談共通様式」を活用した連携は豊中市の先進的な取組みかと思うが、こども相談課の実施状況に「現時点での活用はできていない」と記載がある。それはなぜなのか。

**事務局:** 「豊中市DV被害者支援相談共通様式」は、面談後、人権政策課で書類を作成し、DV被害者に後日内容を確認してもらうことになっている。DV被害者は相談と同時に次の支援を希望することが多いため、実際は活用ができていない。今後、本人の意向を尊重しながら活用していきたいとは考えている。

**会長：**せっかくある制度なので、うまく活用できるようになればいいと思う。

**委員：**資料1の82・88ページの相談窓口の周知や自立支援の充実の主な所管・実施課に「人権平和センター豊中」がないのはなぜか。また、女性委員のいない審議会がゼロになったのはなぜか。

**事務局：**人権平和センターの記載はないが、相談の内容がDVに関することであれば、豊中市配偶者暴力相談支援センターに繋いでいる。また、DV防止ネットワーク会議でも顔の見える関係は築けている。

女性のいない審議会が解消したのは、該当の所管課に事前協議を行うなど強く働きかけるとともに、市長を本部長とする豊中市人権行政推進本部会議の中でも各部長に強く働きかけた結果である。

**委員：**資料2の1-2の項目の中で、ジェンダー平等教育推進助成事業を新設したとあるが、応募が2校というのが寂しい。子どもたちには学ぶ機会を平等に与えてほしいと思う。どのように学校に対してアナウンスしたのか。どれくらいフィードバックがあったのか。今後も続く事業であれば、一年度に何校実施するなど目標はあるのか。数値目標は持って、積極的に実施してもらいたい。

次に、資料3の3「緊急時における安全の確保」に関して、一時保護施設の確保が課題だとあるが、社会保険労務士としての顧問先でシェルターをやりたいという相談も受ける。施設の確保に向けた取組みを教えてほしい。

**事務局：**すてっぷのジェンダー平等教育推進助成事業については、年度途中から試行実施として行い、最初から枠は2校であった。学校も年度当初に研修計画を立てるので、年度途中で割り込むのは難しいと聞いていた。この事業は好評で、今年度は5校の枠に対して、すでに埋まっている状況である。

シェルターの確保については、通常、避難先は大阪府と連携し、大阪府が措置している。府のシェルターを希望されない場合は、シェルターとして活動実績がある団体を利用して。地域で志しがある方がおられたら、人権政策課へ情報提供してほしい。

**委員：**小学校のプログラムに対しては、関心が高いということで承知した。年度途中にプログラムを挟み込むのは難しいのは理解している。プログラムを組む段階で周知し、徐々に実施する学校を増やして行ってほしい。

DVのシェルターを実施したいという事業所について相談等があれば、市を紹介したいと思う。

**委員：**DVについて、女性に収入がある場合で、DVをしている側が浪費して財産がない、半分渡さないと離婚できないという話を聞く。婚姻中のトラブルに関する法律的な知識については、専門的な人でないとわからない。身の安全の確保も大事だが、自分が培ってきた財産や生活圏を守るため相談先としては法曹関係になるかと思うが、市の活動や実績を教えてほしい。

**事務局：**DV相談の中で、被害者は離婚の意思があるが、加害者に離別に応じてもらえないケースはよくある。また、財産分与に関しても相談がある。被害者が弁護士相談を希望する場合は、すてっぷや市の広報戦略課で実施している弁護士相談を案内している。また、DV専門の弁護士を希望する場合は必要に応じて繋いでいる。

**委員：**女性側が経済的な余裕がある時は、DVをするような相手であれば清算してしまいなさいと一般的には言われるようだが、被害者側が一方的に被らないといけない状況は結構あると思う。今後も、市で相談窓口を周知するなど取組みを行ってほしい。

**委員：**法律の専門家の相談に繋がったらいいという意見について、すてっぷや市役所の相談窓口は週1回、予約制で、枠が埋まったら、また来週となっている。大阪府も似たような状況。拡充という意味で言うならば、ひとつの提案として、豊中市内の法律事務所のリストを作って市民へ提供することは可能ではないか。費用のことは別として、身近に相談できる場所を情報提供することはできると思う。

**事務局：**貴重なご意見ありがとうございます。

**会長：**大阪市内まで出ていくのではなく、豊中市で安心して相談できる場所を提供できるのはいいことだと思う。公開ではなく、課で情報を持っていて、必要があれば紹介できるのはすごくいいアイデアだと思う。

**委員：**資料2の2-1の「To you」が、年次報告書に頻出している。余程すばらしい教材なのかと思う反面、これしかないのかという感想もある。教材は人権政策課で作成しているとなると、学校教育課は何をしているのかと思う。「To you」の内容について聞きたい。もう一点は、38ページの不登校等の児童に関して、最近是不登校児童が多いと聞く。制服を着るのが嫌で不登校という児童も多いと聞いている。豊中市の制服の現状を聞きたい。また、制服をジェンダーレスなものに変えていく考えはあるのか。

**事務局：**「To you」は、紙媒体で小学校4年生と中学生1年生に配付している。内容とし

では、固定的な性別役割分担意識の解消や性の多様性の理解促進、プライベートゾーン、家事分担、性別に捉われず将来の職業を選択する職業観などが掲載されている。年度末に、学校にフィードバックシートを送付し、教員にどのように活用したか等意見を聞いている。

制服については、スカート、スラックスを選べるようになっている。

**委員：**学校によっては、スラックスを選ぶにあたって届出が必要なところもあると聞いている。豊中市はどうか。

**事務局：**届け出が必要とは聞いていない。

**委員：**教育委員会へ念のため確認してほしい。

**事務局：**教育委員会へ確認しておく。豊中市では、制服がない学校もある。

**委員：**全中学校でスラックスは選べるのか。

**事務局：**全中学校で選ぶことができる。

「To you」は、プロジェクトチームを立ち上げて、人権政策課と学校教育課と一緒に作成した。

### ●案件3 その他—令和4年度に実施する新たな取組みについて—

事務局より、資料4に基づいて説明

**会長：**ただいまの説明について、ご質問、ご意見があればいただきたい。

**委員：**小・中学生用の男女共同参画に関する教材について、現行のように、小学生と中学生で分けて作るのか。現行の「To you」が良かった点は、きちんと学校の先生の意見を聞いて作ったことだと思う。業者が作成するということだが、今回は現場の意見の反映についてどのように考えているのか聞きたい。

**事務局：**デートDVが低年齢化しているなどの状況から、小学生に中学生用の教材を使用して授業をしたという現場の声を聞いている。今はまだ小学生・中学生を合わせるか議論している。また、今回は小学生低学年も対象にしたいと思っている。今回の教材は電子教材を予定しており、タブレットの仕様が小学生低学年と中学年以降で違うため、そこで分ける案もある。現場の先生の意見も聞きながら調整しているところである。

現場の先生の意見については、プロジェクトチームは立ち上げないが、人権政策課や学

校教育課、学校の先生等が構成員となっている「男女平等教育推進協議会」の中で教材の内容について、検討する予定としている。

**委員：**資料4の「1. 小・中学生用の男女共同参画に関する教材作成」の業務の目的について、「性差は社会的に作られたものであると理解したうえで」という面について対策したいとも読み取れるが、体の性は男性と比較すると女性側は体の負担を受けていることが多い。例えば、痴漢の被害も大多数は女性側である。性差による差があるものについては、社会的に作られた意識もあると思うが、男女の役割分担や服装であるとかで女性らしくないとか男っぽいか、それを非難的に言うとかは意識の改革という意図で理解できる。からだの性は生まれもってあるもの。ある一定ラインで受け入れるところがあると思う。個別の数の少ない問題を抱えられている方々については述べにくいですが、大多数の女性として括られるグループと男性を比べた時にやはり力の差というようなものでDVの問題なども起こっているのが現状である。性差が社会的にだけ作られているように取られるような方針で編集されるとすると、そこは非常に問題があるのではないかと思う。この点について、どのように解釈されているのか聞きたい。

**事務局：**性差については、社会的に作られたものだけとは思っていない。教材の中で一番伝えたいことは、性別にかかわらず個人の能力を発揮できる、尊重できることをめざしている。当然、体力の差などの生まれ持った性別学的な性差はあると認識したうえで、社会的に作られた性でその人本来の能力や個性が発揮されないは違うと考えている。個人ひとりひとりが個性や能力を発揮できる一助となるような教材を作りたいと思っている。

**委員：**ご理解は一緒かと思う。男女の違いを受け入れた、受け入れるべきところは尊重するというか、特にからだの性の違いをそれぞれ尊重する、または自ら大切にできるということをまずは目標の中に入れていただきたい。性差の中には確かに社会的に作られた部分もあるので、社会的に作られている意識の部分についての課題を学べるようにする教材といった方針をきっちり書くことが必要だと思う。子どもへの性被害は家庭内の事情によって、医療従事者であっても踏み込みにくい。非常にプライベートなことである。学校現場では表には出てこないことではなかと思っている。例えば、性被害を受けたお子さんに対して、市民病院や大学病院など豊中市と連携している医療機関の医療従事者も交えた見解やアドバイスを入れられればいいと思う。

**委員：**大多数の男女には肉体的な差や身体的な能力だとかに差はあるという意見があったが、学校現場において、女子学生に今までどんな教育を受けてきたか聞くと、重たい荷物を運ぶときは、先生方は平気で「男、来い」だとか「団長は男だぞ」など雰囲気的なものを醸し出すなど古典的なことがまん延している。肉体的な差はある一方で、重い荷物は男

が運ぶべきだ、生徒会長は男子だという思いを持っている先生は多い印象を受けた。年代はさまざまだと思うが。内容の中で、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスの解消について取り上げる場合は、家事や育児だけでなく学校現場にも思い込みはあるということを取り上げて、身近なところを例に挙げることが大事ではないかと思う。

**委員：**男の子は「男だからがんばれ」と成績上昇を求められる。女の子は「女だからがんばれ」とは言われない。男女で言葉がけの違いがある。このようなことも学校現場ではごく当たり前にある。こういったことを入り口に自分のこととして、性の違いはあるが、そこに不平等が絡んでくるのがジェンダーの問題なので、考えるきっかけになる教材になればいいと思う。もう一点、性的同意についても「イエスはイエス、ノーはノー」なんだというところ、きっちり相手と関係性を築いて同意を取ることについて、これからの新しい世代のひとつの常識にしていく必要があると思うので、中心的課題として欲しい。

**委員：**女性活躍推進事業について、資料には「働き方改革を効果的に推進するよう事業所に向けて」と記載があるので、目的は働き方改革の推進かと思うが、働き方改革という意味では、対象を女性と限定しなくてもいいのではないか。男性の育休の推進など男性社員の理解も必要でないか。女性社員に限定しないといけない理由はあるのか。特段の理由がないのであれば、男性も交えてセミナーを実施してほしい。

**事務局：**豊中市はM字カーブの谷が深い。女性社員にキャリアアップの意思がないという話も聞く。そこに対して働きかけをしたい。

**委員：**豊中市は転勤族が多いので、もともと働く気がない人も多いかもしれない。M字カーブが低い理由は分析しなければならないと思う。全社員の理解と立場の違いを理解しなければならない。

**委員：**「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」女性版骨太の方針では、育児休業を取得している男性は13.9%と低い。女性が育児をしているときに、男性も協力しなければならないと思う。市として取得率をあげる方策はあるのか。

**事務局：**毎月開催する部長会議のなかで、市長から育児休業取得率の100%をめざすと表明があった。管理職は環境整備を行い、取得向上をめざす。民間は産業系の部署と連携し取組みたい。

**委員：**男性が育児休業を100%取得となっているが、本人の希望は無視されているように感じる。取得する人が増えれば、職場に残っている人の業務は増える。男性女性でお互い

さまとなるかはわからない。負担について、知らないふりをしている企業もあると聞く。企業の啓発もそこは意識してほしい。

**事務局**：負担はあると思うが、業務の標準化にも繋がることもあるかと思う。

**委員長**：身体的な性や体の性について、例えば、脳については、「男性脳」と「女性脳」と言うような二元論的な考えもあるが、最新の知見の一部では、明らかに男性脳、女性脳があるという考え方とは異なり「男性的な」特徴と「女性的な」特徴が入り混じる「モザイク」であるという考え方も主張されている。このように身体的な性について様々な考え方があることもしっかり受け止めて今後も議論して行きたいと考える。

●**案件3 その他—今後の予定について—**

事務局より、資料5に基づいて説明

(意見・質問なし)

以上